

里山がっこう(全4回) 第2回参加者募集!

物部町神池の里山の田んぼで、田植えから収穫までの季節ごとの作業を行い、そこに生息する生きものを観察し、自然のサイクルと生態系を学ぶ企画(全4回)の第2回です。今回は夏の田んぼの手入れと生きもの観察会、神池の伝承料理作りなどを予定しています。

【日時】7月15日(土) 8時30分~13時30分頃  
※雨天時は翌16日(日)に顺延  
【申込締切】7月7日(金)  
※申込み多数の場合は抽選

【参加費】(昼食代込み) 大人11000円 子ども5000円

【集合場所】奥物部ふれあいプラザ駐車場(物部町大橋878-3)

【募集人員】小学生以上の親子8組  
【持ち物・服装】汚れてもよい服装、帽子、タオルなど

【問い合わせ・申込先】物部支所(近藤) 080・2976・4423

使わない『フラフ』をお譲りください

香美市では、観光地や公共施設などにフラフを揚げ、『フラフのまち』をPRしています。

家庭で使わなくなったフラフがありましたら無償でお譲りください。伝統産業である『土佐山田フラフ』のPRに有効活用します。 ※お譲りいただいたフラフは、お返しできません。

【問い合わせ先】定住推進課 53・1061  
【活用事例】楠目小学校運動会をにぎやかに彩りました



その他

男女共同参画推進月間について

高知県では『高知県男女共同参画社会づくり条例』の中で、毎年6月を『男女共同参画推進月間』と位置づけています。

◆男女共同参画とは

「男だから、女だから、〇〇すべき」といった固定的な考えにとらわれず、お互いに社会の対等なパートナーとして認め合い、自分の意思であらゆる活動に参画する機会が確保され、自由に生き方を選び、また共に責任を担う社会を目指すことです。

例えば、次のようなことが男女共同参画に繋がっています。

- ①家庭で 結婚・出産後も女性が働き続けられるよう、家庭と仕事を両立するために、『家事は女性の仕事』と決めつけず、家事・育児などは家族みんなで分担しましょう。

②職場で

近年では、子育てを楽しみたい、積極的に関わりたいという男性も増えていきます。子どもの授業参観や学校等の行事に参加するため、あるいは、子どもが熱を出したと保育所から連絡があったときなど、安心して休めるような職場環境や雰囲気づくりも男女共同参画への大事な一歩です。

【問い合わせ先】

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 088・823・9651  
こうち男女共同参画センター『ソレ』 088・873・9100  
香美市ふれあい交流センター 53・2631

物部川を一斉清掃

7月の河川愛護月間に合わせ、清掃活動を実施します。

【日時】7月9日(日) 7時~(1時間程度)  
※小雨決行。雨天中止による延期はありません。

【場所】物部川緑地公園(小田島側) ※本年度は会場のみで実施

新型コロナウイルス感染症疑いの受診について

新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

■新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- 高知県中央東福祉保健所 53-0297 (平日 8時30分~17時15分)
- 高知家の救急医療電話 7119/088-823-9922 (365日 24時間)
- こうちこども救急ダイヤル 8000/088-873-3090 (365日 20時~翌1時)

■ワクチンの副作用に関する相談窓口

- 高知県健康対策課 088-823-9092 (平日 8時30分~17時15分)

※最新情報については高知県や厚生労働省のホームページで適宜ご確認ください。

発熱や咳、のどの痛みなどの症状が出た場合

○新型コロナウイルス感染症の症状は発熱、咳、咽頭痛、倦怠感など多様です。新型コロナウイルス感染症が疑われる方で、医療機関の受診を希望される方は、高知県庁ホームページに掲載されています「外来対応医療機関」に事前に電話で確認の上、医療機関の指示に従って診察を受けてください。

○医療機関を受診する際は、マスクを着用するほか手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

外来対応医療機関とは

○新型コロナウイルス感染症の検査・診療を行う医療機関として県に登録・指定されている医療機関です。  
○検査協力医療機関は高知県庁のホームページに掲載されています。

【注意事項】

車でのご来場はご遠慮ください。

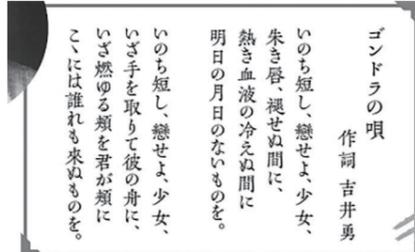
※タオル・こみ袋・軍手・火バサミは会場に用意してあります。

香美市くらしのガイドブックの記載内容の訂正

香美市くらしのガイドブック2023年版(冊子)について、記載内容に誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

【修正箇所】17ページ

◆香美市立吉井勇記念館 ゴンドラの唄について歌詞の順序に誤りがありましたので、修正いたします。



※電子書籍版については修正を行っております。

情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況 (令和4年度)

市役所の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。  
【問い合わせ先】総務課 53-3112

情報公開制度の運用状況		
公開請求件数	処理状況	左のうち審査請求
66		
(内訳)	公開	61
市長部局	部分公開	5
教育委員会	非公開	0
選挙管理委員会	取り下げ	0
消防	不受理	0
水道事業管理者		0

個人情報保護制度の運用状況		
個人情報業務登録数	389	
目的外利用した件数	679	
外部への情報提供	5,784	
個人情報の本人からの請求		
開示請求	11	
(内訳)	開示	2
	部分開示	8
	非開示	0
	不存在通知	1
審査請求	0	
利用の停止請求	0	
消去請求	0	
提供の停止請求	0	

【情報公開制度】 行政機関が作成した文書の開示を求められることができる制度です。

【個人情報保護制度】 市役所内の他課が管理している情報を利用する『目的外利用』や、警察署・税務署等の官公庁などに個人情報を提供する『外部への情報提供』は、個人情報保護法に基づくものでなければなりません。また、市に対して、本人の個人情報の開示を請求すること、開示を受けた個人情報の訂正や利用中止を請求することもできます。